

令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名 **兵庫県**

都道府県名	兵庫県		自治体コード: 280003	
事業名	兵庫県結婚支援総合対策事業		所要見込額 ※(注)1	千円
実施期間	交付決定日 ~ 令和3年3月31日			
地域の実情と課題 <small>(これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2</small>	<p>【1 本県の出生率等の現状】 兵庫県では、2040年の人口減少社会を見据えつつ、地域がそれぞれの強みと魅力を活かし、活力を持てる社会を実現できるよう、結婚支援を含む少子対策や子育て支援、活力が失われつつある地域の賑わい創出や都市との交流促進等の施策を展開してきた。</p> <p>そうした中でも、本県の人口は、少子高齢化の進展や東京圏等への人口流出により、560万人を超えた平成21年を頂点に減少に転じており、今後も現行のまま推移すると、2060年には366万人になると見込まれる。人口の急速な減少と偏在化の進展を踏まえ、将来においても地域の活力を維持し、地域間の格差が生じないような取組が必要である。</p> <p>【2 少子化対策の課題と方向性】 平成32(2020)年の25～39歳の女性人口は、平成22年に比べて約13万人減少する見込みであり、現状の出生率が維持されたとしても、出生数は約39,000人まで減少すると見込まれる。</p> <p>一方で、近年の婚姻率の低下傾向が少子化進展の理由の1つであるが、社会保障・人口問題研究所の調査では、未婚女性の90%は、いずれ結婚しようと考えている一方で、配偶者のいる女性の割合は、25歳で20.4%、30歳で53.3%(H27年度)であることから、この希望と現実の差を埋め、婚姻率の向上を図ることが必要である。</p>			
都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注)3	<p>【1 県の基本計画の策定(少子化対策の全体像)】 前記を踏まえ、若年人口の減少に伴い、将来的な出生数の減少が見込まれるため、2060年に県全体で450万人の人口が確保できる水準の出生数を旨すこととし、2015～2019年で出生数22万人(年間44,000人)を維持することを目標として、平成27年度に兵庫県地域創生戦略を策定した。</p> <p>また、平成27年4月に発足した「子ども・子育て支援新制度」に対応するとともに、兵庫県の少子対策・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年3月に、平成27年度から5年間の基本計画である「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定した。推進方策として、①若者の自立支援による未来の親づくり、②結婚・妊娠・出産への切れ目ない支援、③就学前の教育・保育と子育て支援、④子育てと両立できる働き方の実現、⑤子育て家庭を支える地域社会づくり、⑥特別な支援が必要な子どもや家庭への支援を掲げている。</p>			
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	<p>「兵庫県地域創生戦略」における網羅的な数値目標【基本目標1 多子型の出産子育てが可能な社会を実現する。】 (1)多子型の出産子育てが可能な環境づくりにおける、下記目標と同様とする。 ○婚姻率(25～39歳):H32年度目標:男性58.4%、女性68.7%。[H27年度実績:男性51.7%、女性61.8%]</p>			
参考指標 ※(注)5	<p>※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等</p> <p>H30婚姻数24,532件、H27婚姻率(25～39歳)男性51.7%・女性60.8%、H30出生数40,303人、H30合計特殊出生率1.44</p>			
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業		所要見込額	千円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額	千円
	個別事業名	ひょうご出会いサポートセンター機能強化事業の実施	所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	(2) 結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
2 結婚新生活支援事業		所要見込額	千円	
個別事業名				
上記「事業内容」について、				

(注)

1「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。

2「地域の実情と課題」には、これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。

3「都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、都道府県の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各都道府県は少なくとも令和元年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。

5「参考指標」には、各都道府県の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。

6「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。「無」が前提となります。

7 適宜参考となる資料を添付すること。